

# 2022年度・pumse NF 強化指定選手選考基準

2021年12月17日

強化本部

## 1. 選考基準大会

規定pumse カデット・ジュニアの男女およびフリースタイル Under17の男女については「2021年度（第6回）全国少年少女選抜大会」とする。

上記以外の規定pumseの男女およびフリースタイル Over17の男女については「2021年度（第15回）全日本pumse選手権大会」とする。

## 2. NF 強化指定選手期間

2022年4月1日～2023年3月31日

## 3. 選考実施日

2022年3月1日とする

## 4. NF 強化指定選手の区分

NF 強化指定選手の区分は、選考実施日に属する年に迎える満年齢に基づき、以下の12区分とする。

### (1) 男子

ア、規定pumse

- ① カデット
- ② ジュニア
- ③ U-30
- ④ U-40 以上

イ、フリースタイルpumse

- ① Under17（12歳～17歳）
- ② Over17（18歳以上）

### (2) 女子

ア、規定pumse

- ① カデット
- ② ジュニア

- ③ U-30
- ④ U-40 以上

イ、フリースタイルプムセ

- ① Under17 (12歳～17歳)
- ② Over17 (18歳以上)

## 5. NF 強化指定選手の人数枠

NF 強化指定選手は、前記4の各カテゴリーにつき3名以内とする。また規定プムセとフリースタイルプムセについて同一選手が選考される場合がある。

## 6. NF 強化指定選考対象者

### (1) NF 強化指定選考対象者の要件

NF 強化指定選考対象者は、選考実施日に次の①～⑧をすべて満たしている者とする。

- ① 全日本テコンドー協会にて個人会員として登録されている者
- ② 日本国籍を有する者（選考実施日に日本国籍を有する選手に限る）
- ③ 国際大会でメダル獲得または入賞を目指せる全日本テコンドー協会の期待に応え得る競技力を持つ者
- ④ 全日本テコンドー協会の定める定款、倫理規定その他の諸規程を遵守していること
- ⑤ その心身の健康状態等に照らし、年度内の大会に参加できる見込みのある者
- ⑥ 全日本テコンドー協会強化計画に沿って活動できる者
- ⑦ NF 強化指定選手として選考される意志を有する者
- ⑧ 国技院が定める段位、または品位取得者であること

### (2) NF 強化指定選考対象者の要件の事後的検討の原則禁止

選考実施日後に、NF 強化指定選考対象者が前記(1)の①～⑧のいずれかに該当しないことを理由として、NF 強化指定選手選考対象から外すことはできない。ただし、当該NF 強化指定選考対象者が故意または重大な過失により、前記(1)①～⑧に係る事実について申告せず、又は虚偽の申告をした場合はこの限りではない。

## 7. 選考方法

前記5、に定めるNF 強化指定選考対象者の中から、以下のとおり選考する。

- ① 規定プムセカデット・ジュニアの男女およびフリースタイルUnder17の男女については「2021年度(第6回)全国少年少女選抜大会」において3位以内に入賞した選手
- ② 上記以外の男女については、「2021年度(第15回)全日本プムセ選手権大会」において3位以内に入賞した選手
- ③ 上記の選手であっても、選考基準大会における決勝の点数が下記以下の場合は強化指定選手に選考されない。

規定プムセ 5.5      フリースタイルプムセ 4.0

## 8. 選考手続き

- (1) 強化本部は、選考実施日に本選考基準に従ってNF強化指定選手の選考を実施し、NF強化指定選手の選考案を理事会へ上程する。
- (2) 理事会は、前項に基づき上程された選考案が本選考基準に則して選考されているか速やかに審議の上、承認をもって、NF強化指定選手を決定する。
- (3) 前項に基づきNF強化指定選手として決定された者は、速やかに、所定の「誓約書」を提出するものとする。

## 9. NF強化指定選手の解除次のいずれかに該当した場合、当協会理事会の決議を経て、強化指定を解除することができる。ただし⑥については、理事会での決議は不要とする。

- ① 強化活動に対して、無断で欠席し、または正当な理由なくして遅刻・早退した場合
- ② 正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合
- ③ アンチドーピング規程違反を犯した場合
- ④ 強化指定選手として不適切な言動を行った場合
- ⑤ 怪我や疾病により強化活動に参加できなくなった場合
- ⑥ NF強化指定選手本人から指定解除の申し出があった場合

## 10. 選考に対する不服申立て

NF強化指定選手の選考について不服がある場合、NF強化指定選手選考対象者は、スポーツ仲裁規程に従い、不服を申立てることができる。

## 11. 参考選手

- (1) 前記6、(1)に定める基準には及ばないが、今後の活躍が期待できる選手について、強化委員から推薦を受け、強化本部にて承認された選手を参考選手として、当協会強化事業（合宿・大会派遣等）に招集することができる。
- (2) 参考選手が強化事業に参加する際には係る費用については、原則、全額自己負担とする。